公共施設等の整備代行

公社立替施行制度

１．目　的

公社立替施行制度とは、公社と市町村との間で協定を締結し、事業主体である市町村に代わり、公社がこれまで培ってきたノウハウを活かし、工事発注から引渡し、事業資金の確保、支払事務まで一貫して市町村の代行を行う制度です。

２．事業費の内容

この制度による事業費は、建設工事費、設計・工事監理費、施行管理費及び分割払手数料（ 分割払いの場合 ）からなり、その内容は以下のとおり

○ 建設工事費
　入札で決定した契約額（ 税込み ）
○ 設計・工事監理費
　設計及び工事監理に係る費用（ 委託料も含む ）
○ 施行管理費
　・ 設計、発注等の業務代行に係る事務手数料
　・ 「山形県住宅供給公社受託業務実施要綱」に基づき算出された額
○ 分割払手数料
　市町村が起債する銀行等引受債（ 縁故債 ）の利率を基準とし、割賦期間に応じて１０分の７から１０分の９までの割合を乗じた利率

２．制度活用のメリット

① 技術サポート
　技術面における専門的な業務がすべて代行されるため、専門技術職員の確保を行うことなく、事業の良質な品質管理が確保される。

② 業務・経費負担の軽減
　請負契約などの契約管理事務をはじめ、支払事務、登記等管理事務など代行するため、職員の業務負担軽減、人件費等削減が図られる。

③ 計画的財政運営への活用
　資金面において、施設整備に係る一連の経費を公社が立替払いを行い、引渡し後に分割償還を行うことから、計画的な財政運営に活用できる。

３．留意事項

この制度の利用にあたり国庫補助又は交付金事業を活用する場合は、当該補助金又は交付金の所管局とこの制度の活用の可否について事前に了承を得る必要があります。

公社立替施行制度の基本概念図

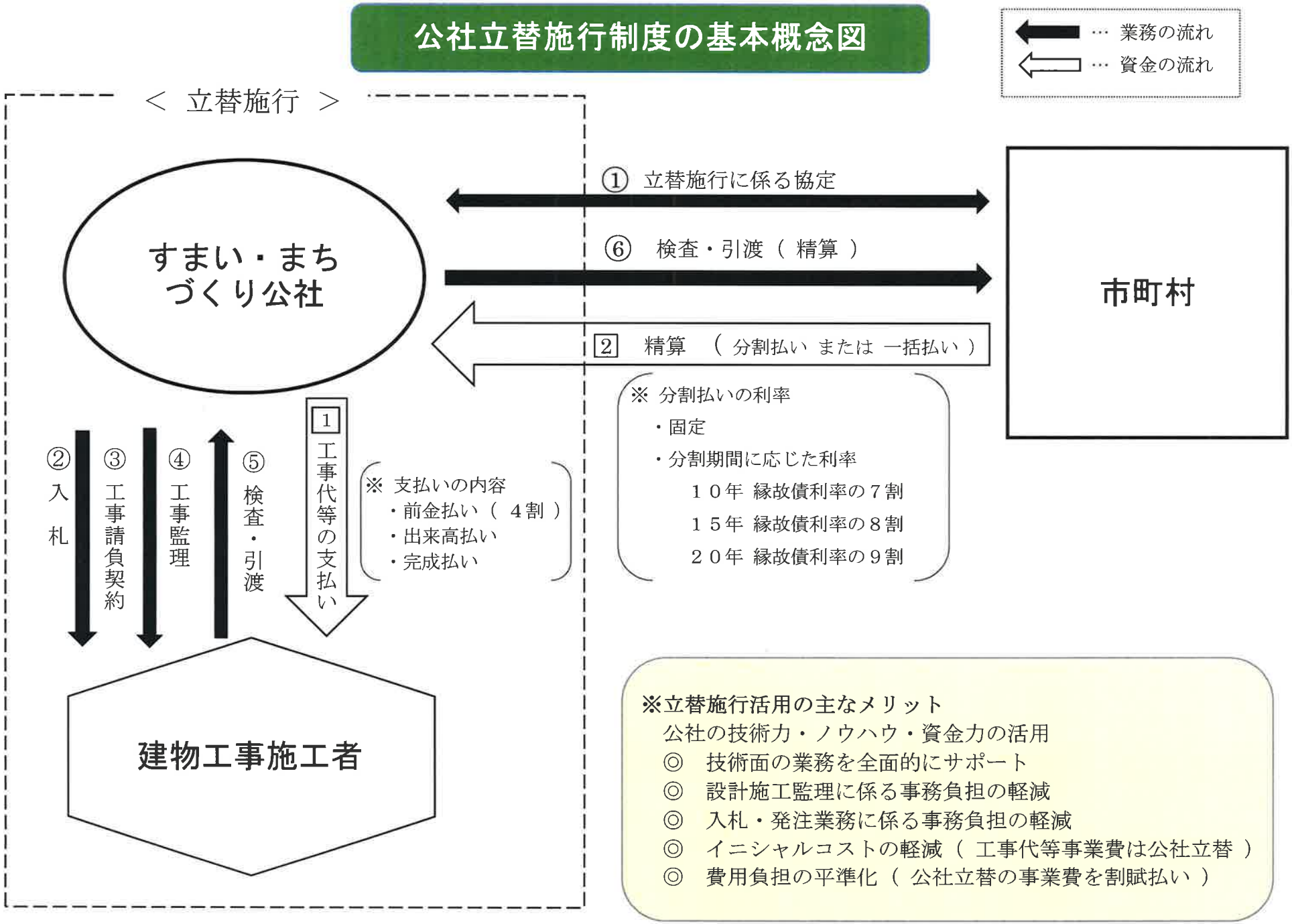

通常の起債事業と公社立替施行を活用する場合の比較

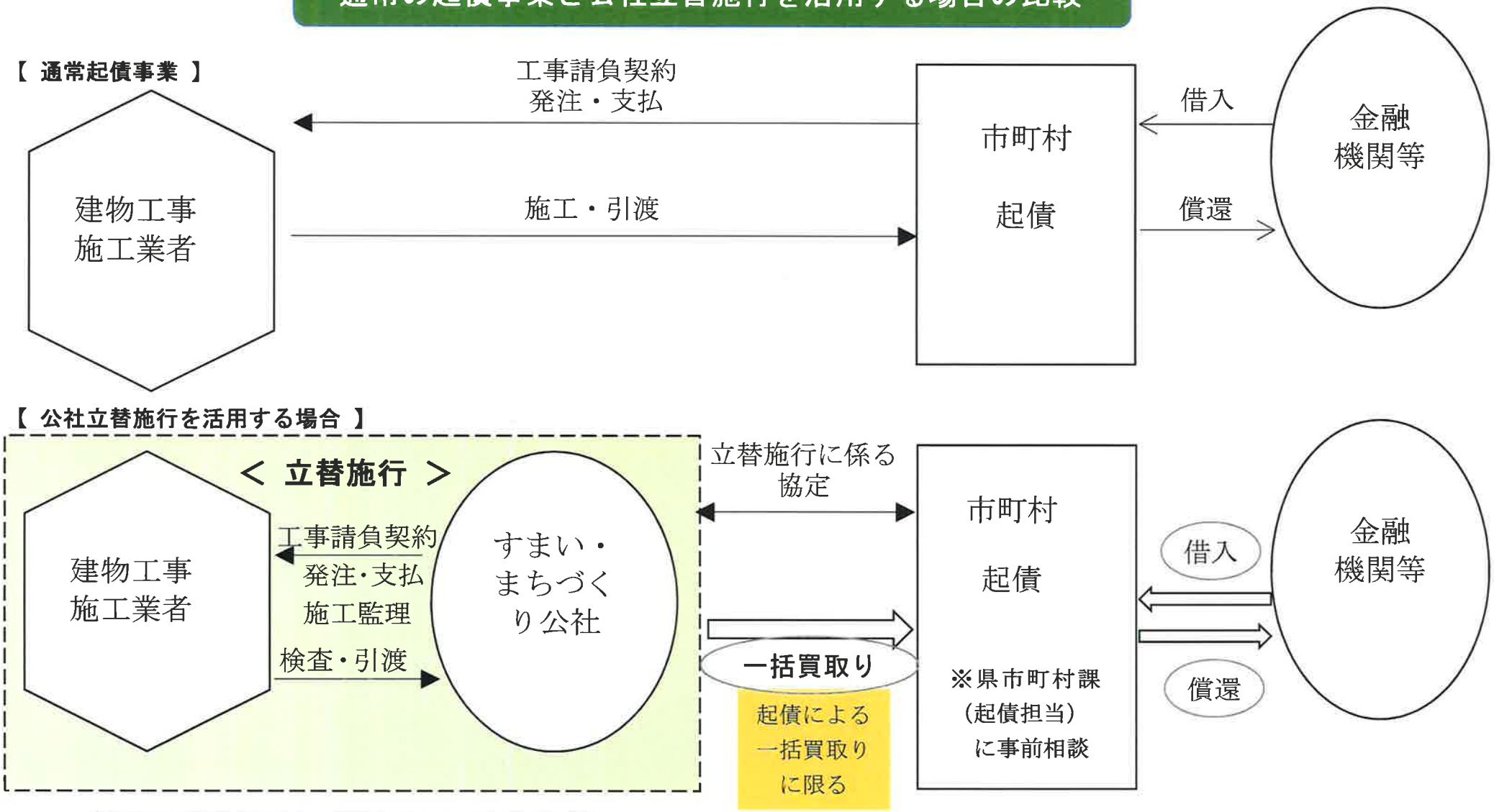

※立替施行活用の主なメリット
公社の技術力・ノウハウ・資金力の活用
◎　技術面の業務を全面的にサポート
◎　設計・施工監理に係る事務負担の軽減
◎　入札・発注業務に係る事務負担の軽減

※全体事業を起債対象事業として採択（認定）を得る。
県市町村課（起債担当）に事業の適債性、起債対象経費、その他の整理について事前相談を行う。